

県立病院法人化基本方針（概要）

H22.1 策定

I 県立病院のあり方について

県立病院はこれまで、県内医療機関との役割分担と連携のもと高度専門医療、特殊医療等の提供に取り組んできたが、今後とも、県立病院として積極的な対応が求められる医療など、質の高い医療を継続的、安定的に県民に提供していく。

II 法人の基本的事項について

1 組織に関する事項

(1) 設立時期

平成23年4月1日

(2) 法人の範囲

「県立総合医療センター」及び「県立こころの医療センター」を1つの法人で運営する。

(3) 法人の種別

一般地方独立行政法人（非公務員型）とする。

(4) 名 称

ア 法人の名称：地方独立行政法人山口県立病院機構

イ 病院の名称：「山口県立総合医療センター」及び「山口県立こころの医療センター」

(5) 法人の所在地

県立総合医療センターの所在地（防府市）とする。

(6) 法人の運営組織

病院運営の効率化や病院間の連携を図り、両病院の特性を活かす観点から検討する。

(7) 役員体制

ア 理事会（理事長、副理事長及び理事で構成）を設置し、重要事項の意思決定を行う。

イ 役 員

職 名	人 数	任 期
理 事 長	1 人	4 年
副理事長	2 人以内	4 年
理 事	5 人以内	2 年
監 事	2 人以内	2 年

2 人事給与制度に関する事項

(1) 法人の職員

ア 病院勤務を前提として採用された職員：法人へ承継

イ 県との人事交流が見込まれる職員：取扱いを引き続き検討
(段階的なプロパー化を図る)

(2) 勤務条件（給与、勤務時間等）

ア 法人移行時：県制度に準拠

イ 法人移行後：医療人材の確保等の観点から検討

(3) 人事給与システム

法人の人事管理、給与・旅費制度に対応する新たなシステムを導入する。

3 財務会計に関する事項

(1) 資産及び負債の承継

法人移行日の前日において現に病院事業が有する資産及び負債は、原則として法人に承継する。

(2) 運営費負担金

運営費負担金は、地方公営企業に対する一般会計繰出金と同趣旨であることから、繰出基準を基本としながら、必要な財源の確保に向けて努力する。

(3) 財務会計システム

地方独立行政法人会計に適合した新たなシステムを導入する。

4 中期目標に関する事項

(1) 中期目標の期間

役員任期との整合も勘案しながら検討する。

(2) 記載事項

県立病院のあり方を踏まえ、適切な目標を設定するよう検討する。